

景観法の概要について

(美の里、魅力ある農山漁村づくりのために)



千葉県鴨川市の棚田

平成16年7月
農林水産省 農村振興局 農村政策課

主旨

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画を策定し、景観計画区域における良好な景観の形成のための規制や、景観整備機構に対する支援措置等を講ずるためのものであり、国土交通省・環境省・農林水産省が協力してその整備を図るものです。

農林水産省としては、農山漁村地域に特有の良好な景観の形成を図る必要があることから、景観計画区域において、景観農業振興地域整備計画による農業的土地利用の誘導、景観整備機構による農地の管理等の措置を講ずることとしています。

全体概要

景観計画区域

景観行政団体 が定める景観計画により指定し、建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行います。

政令指定都市・中核市は、自動的に景観行政団体になります。

その他の市町村は都道府県との協議・同意により、景観行政団体になることができます。

景観協定

住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり(建築行為の基準や農地の保全・利用等)を行います。

景観地区(都市計画)

より積極的に景観形成を図る地区について指定します。

景観重要公共施設の整備

景観上重要な公共施設(道路、河川、海岸、漁港等)を指定し、景観に配慮した整備を推進します。

景観重要建造物・景観重要樹木の指定

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全します。

景観農業振興地域整備計画

景観と調和のとれた農地の利用の誘導を図ります。(例えば、棚田、景観作物地帯など)



景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導(勧告)

- ・棚田の畦畔の石積みを保全
- ・景観作物の栽培
- ・集落全体の共同作業を支援 など

勧告に従わない場合には、権利移転に関する協議を勧告

市町村森林整備計画の変更

景観に配慮した森林施業の促進を図ります。(例えば里山など)



景観に配慮した森林施業の推進

- ・立木の伐採方法を特定
- ・造林樹種の指定 など

景観協議会

行政と住民等が協働して景観形成に関する協議を行います。

地方公共団体、農林漁業団体、住民等が参加

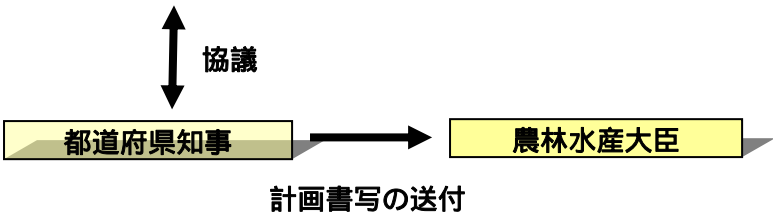
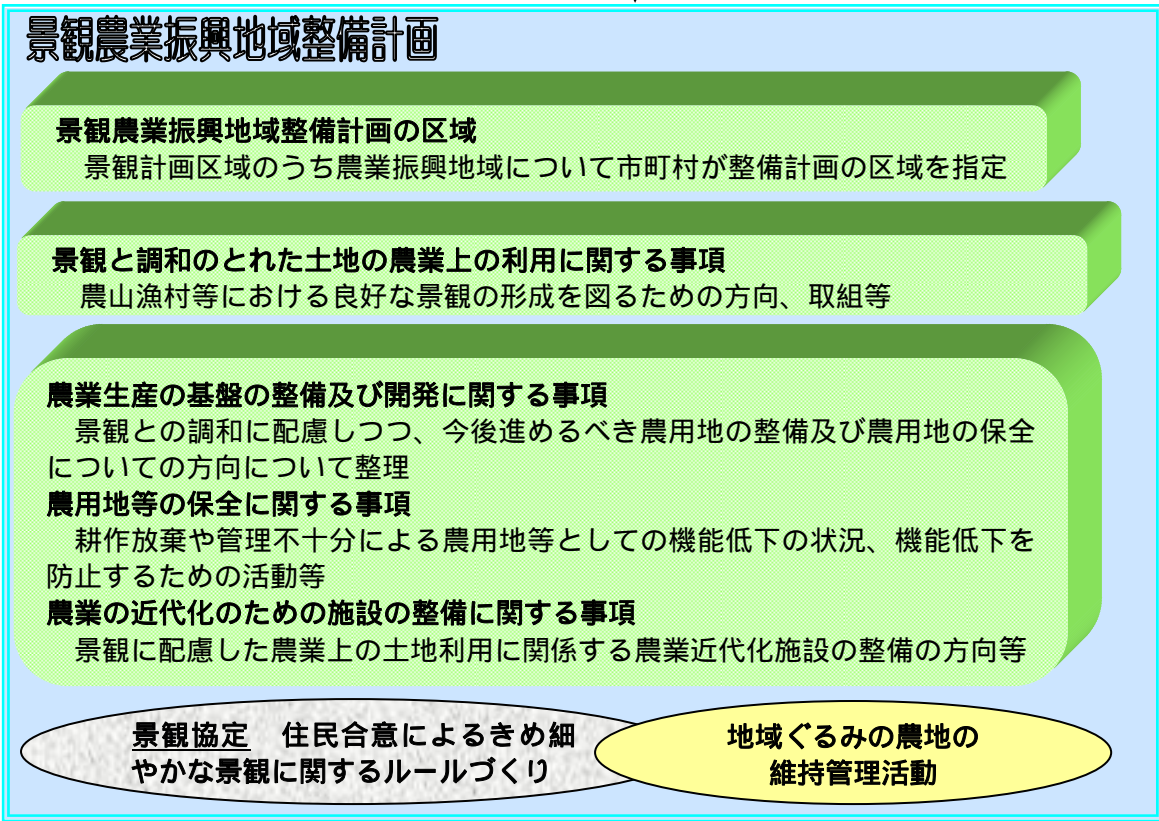
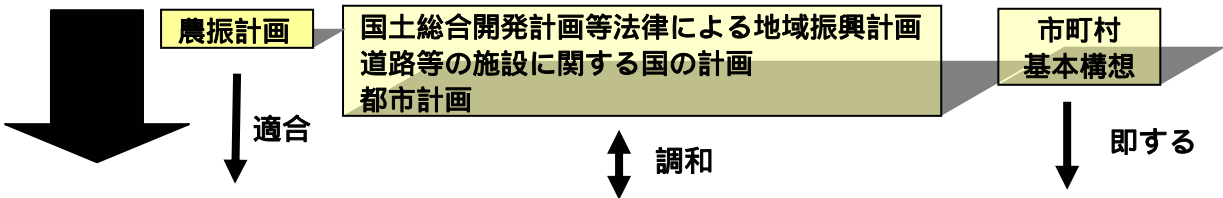
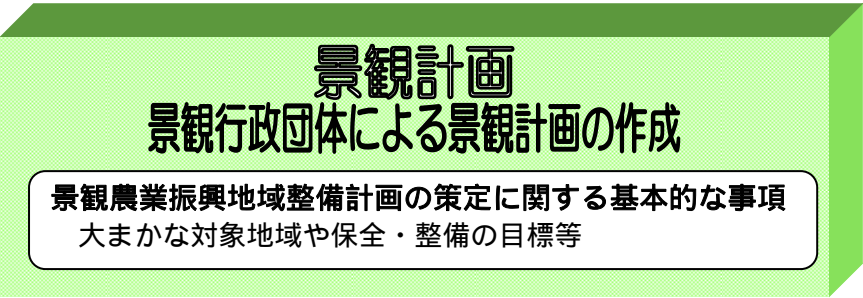
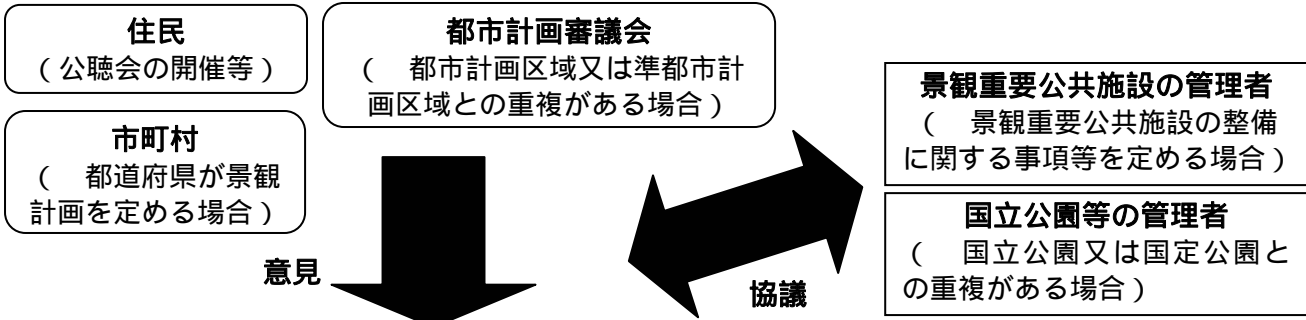
景観整備機構

NPOや農業公社等を指定することができます。

景観重要構造物、樹木の管理及び協議の勧告に係る農地の利用権を取得し、管理(景観農作物の育成等)



景観計画・景観農業振興地域整備計画作成の流れ



景観農業振興地域整備計画等（法第55条～第59条関係）

景観農業振興地域整備計画は、景観計画区域内にある農業振興地域において、市町村が定めることができます。

景観農業振興地域整備計画の区域、区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項を定めます。

景観農業振興地域整備計画に従った利用がされていない場合は、市町村長は、当該計画に従った利用をすることを区域内の土地の所有者等に勧告することができます。

上記土地所有者が勧告に従わない場合は、勧告の対象となっている土地の所有権を取得しようとするものと所有権の移転等に関し協議するよう勧告することができます。

景観農業振興地域整備計画に従って利用する者で、市町村長に指定されたもの

農業委員会等は、上記の勧告の協議が整ったことにより景観整備機構¹のために農地等の使用貸借による権利等を設定しようとするときは、農地法第3条第1項²の許可をすることができます。

1 景観形成のための業務を行う農業公社、NPO法人などを指定

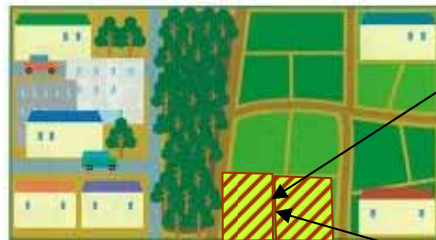
2 農地を売買あるいは賃借する場合には、農業委員会又は都道府県知事の許可が必要

都道府県知事は、景観農業振興地域整備計画の区域内の土地で、農業振興地域の整備に関する法律による開発行為の許可をしようとする場合、開発行為により、景観農業振興地域整備計画に従って利用することが困難となると考えられるときは、許可をすることはできません。

市町村は、景観計画に即して森林の公益的機能の維持増進を図ることが適当な場合、市町村森林整備計画の一部を変更することができます。

良好な景観保全のためのシステム

（上記 [] の番号）

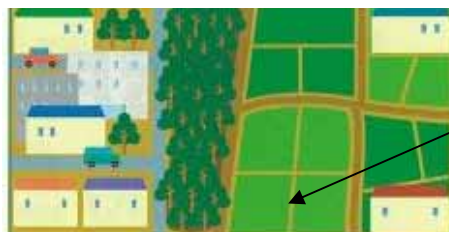


景観農振計画に従った利用が行われていない

市町村長が、景観農振計画に従った利用をすべき旨を勧告

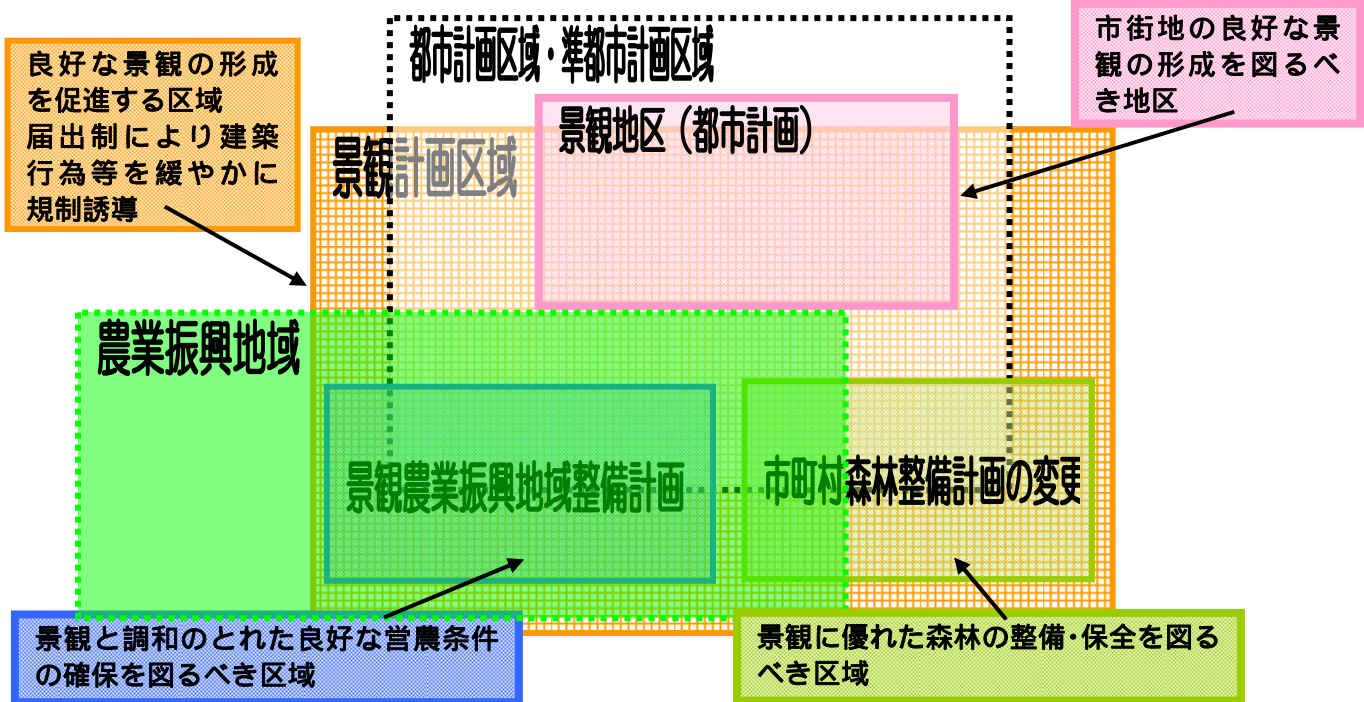
勧告に従わないときは、権利移転に関する協議を勧告

景観整備機構が利用権を取得し、管理



景観農振計画に従った良好な景観（営農環境）を保全

景観法の対象地域イメージ



事例1 棚田景観の保全



地域の現状

棚田等昔ながらの農村風景を色濃く残している地域
関係農家、行政関係者で「景観保存会等」を設立し、保全に努めている

景観農振計画策定の効果

良好な農村景観である棚田保全等の目的を明確化

「棚田の保全活動を積極的に行っているグループ等」を景観整備機構に指定し農地の利用権を取得

棚田や棚田を含む周辺の農地等が景観整備機構等により、適切に管理されることにより、耕作放棄が抑制され棚田を含む地域の農村景観等の保全が継続
景観農振計画に即した農業農村整備事業の実施

(例えば棚田の形状に合わせた簡易な生産基盤の整備)

事例2 景観作物地帯の保全



地域の現状

景観作物「菜の花等」の栽培により、町おこしを図っている地域
多くの観光客が訪れることにより、地域活性化に貢献

景観農振計画策定の効果

地域による景観に配慮した作物栽培等の取組を明確化

「地域の支援グループ等」を景観整備機構に指定し農地の利用権を取得

菜の花畑等が景観整備機構等により、適切に維持管理されることにより、耕作放棄の抑制を含め、美しい景観を維持

事例3 平地田園空間の保全



地域の現状

山裾まで一面に広がる田園空間を形成

景観農振計画策定の効果

農振計画とは別に、当計画を定めることにより、景観に重点置いた諸施策を展開
例えば、農振法第15条の15に基づく開発行為の許可をする場合は、農振計画の他、当計画に従った利用を考慮

事例4 農山村景観の保全



地域の現状

農山村景観に生活・文化が調和することにより、独自の美しい景観を形成

景観農振計画策定の効果

美しい石垣水路、水車等を計画事項に盛り込むことにより、その保全を推進
景観との調和に配慮した農業農村整備事業の実施
(例えば石積水路、ため池の保全等)
農業集落は、景観計画の下で、建築物等の形態意匠等を規制

景観農業振興地域整備計画に関する Q&A

- Q 1** どのような地域が景観農業振興地域整備計画の対象となるのでしょうか。例えば、棚田や里山などの特殊な地域だけでなく、田園の広がる一般的な農山漁村も対象とすることは可能でしょうか。
- Q 2** 景観農業振興地域整備計画と農業振興地域整備計画との関係について、どのような位置付けとなるのでしょうか。
- Q 3** 景観農業振興地域整備計画は農業振興地域整備計画とは別に定めることができるとした理由を教えてください。
- Q 4** 景観農業振興地域整備計画の策定手続きにあたり、多様な意見を聴取するのでしょうか。
- Q 5** 景観農業振興地域整備計画の作成に際し、都道府県の同意を要しない理由について、教えてください。
- Q 6** 景観農業振興地域整備計画を作成するメリットを具体的に教えてください。
- Q 7** 景観法第55条第2項第2号に掲げる事項の具体的内容とはどのようなものになるのでしょうか。
- Q 8** 景観農業振興地域整備計画に農業生産基盤の整備、農用地の保全、農業の近代化施設整備を定めることとされていますが、農業振興地域整備計画で定められている事項との相違点はどこになるのでしょうか。また、どのような内容を想定しているのでしょうか。
- Q 9** 景観農業振興地域整備計画区域内に含まれる美しい石垣水路、水車等の施設を保全したい時、どのような保全方法があるのでしょうか。また、この場合どのような、メリットがあるのでしょうか。
- Q 10** 既に田園環境整備マスタープランが作成されている市町村において、新たに景観農業振興地域整備計画を策定することとした場合には、どのような整合を図ることが必要でしょうか。
- Q 11** 景観整備機構にはどのような法人が指定されるのでしょうか。景観整備機構として土地改良区を指定することはできるのでしょうか。

Q1

どのような地域が景観農業振興地域整備計画の対象となるのでしょうか。例えば、棚田や里山などの特殊な地域だけでなく、田園の広がる一般的な農山漁村も対象とすることは可能でしょうか。



景観農業振興地域整備計画は、景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき地域について定めることとしており、具体的には棚田だけでなく、水路に囲まれた条里制の残る田園地帯の景観 畑作物が織りなす丘陵地の景観 花や果実が四季を彩る果樹地帯の景観 なども広く含まれるものと考えられます。

Q2

景観農業振興地域整備計画と農業振興地域整備計画との関係について、どのような位置付けとなるのでしょうか。



景観農業振興地域整備計画は、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要がある場合に、農振法に基づく農業振興地域整備計画とは別の計画として、市町村が作成することができるものとしています。

一方、景観農業振興地域整備計画は、市町村の講ずる総合的な農業振興のための施策の一環として策定されるものであるため、これを農業振興地域整備計画の体系の中に位置付けるとともに、その内容も、農業振興地域整備計画に適合するように定めなければならないとしているところです。

Q3

景観農業振興地域整備計画は農業振興地域整備計画とは別に定めることができるとした理由を教えてください。



農振法に基づく農業振興地域整備計画は、総合的な農業振興を図るために必要な事項を一体的に定める計画（マスタープラン）となっていること、又、景観と調和した農業の振興を図る措置については、農業振興地域整備計画に比べて地域の特性に応じた詳細な事項を即地的に定める必要があることから、農業振興地域整備計画とは別の計画としたものです。

Q4

景観農業振興地域整備計画の策定手続きにあたり、多様な意見を聴取するのでしょうか。



景観農業振興地域整備計画の策定手続きについては、計画の区域内の土地所有者等に対し、農業的土地利用の勧告等を行うものとなることから、計画決定前にこれらの者の意見を聴取する機会を設けることとするため、計画案の段階で、公告縦覧に供し、農地所有者等から異議の申出を受け付けることとしています。（農用地利用計画と同様の手続）

この他、市町村が景観農業振興地域整備計画を定めるにあたっては、農業委員会の意見を聴くこととする旨を制度的に措置することができないか検討しているところです。

Q5

景観農業振興地域整備計画の作成に際し、都道府県の同意を要しない理由について、教えてください。



農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画に関する内容は、国・都道府県が基本指針・基本方針で定めることとなっている国民への食料の安定供給のための基盤である優良農地の確保に関する事項との整合性を図るために必要不可欠な事項であるため、都道府県の同意が必要となりますが、景観農業振興地域整備計画は、国・都道府県の定める優良農地の確保に関する事項に必ずしも結びついているものではないこと、又、農業振興地域整備計画に適合していることが、前提条件であることから都道府県の同意を要しないこととしているものです。

Q6

景観農業振興地域整備計画を作成するメリットを具体的に教えてください。



景観形成のための取り組みは、これまで、地方自治体による条例の制定や地域住民による協定の締結等を中心に進められてきたものでありますが、その一方、地方公共団体の自主的な条例により、国民の権利を制限するような行為についての法律的な限界も生じています。

このため、景観法では、景観形成に関する基本理念を明確にするとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するための施策を農振計画体系の中に位置づけた上で、市町村長の勧告制度による景観と調和のとれた農業的土地利用への誘導、農地法の特例等法制的な手当を行うこととしているものです。

Q7

景観法第55条第2項第2号に掲げる事項の具体的内容とはどのようなものになるのでしょうか。



主なものとして、

- ・ 棚田の法面の石積みを保全する活動
- ・ 集落を中心に棚田オーナー制を導入し、地域住民の参加を促進しつつ行う棚田の保全等の取り組み
- ・ 集落全体で景観作物を共同栽培する取り組み
- ・ 草原景観の維持のための取り組み
等が想定されています。



千葉県鴨川市の棚田

Q8

景観農業振興地域整備計画に農業生産基盤の整備、農用地の保全、農業の近代化施設整備を定めることとされていますが、農業振興地域整備計画で定められている事項との相違点はどこになるのでしょうか。また、どのような内容を想定しているのでしょうか。



景観農業振興地域整備計画は、景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項に配慮し、地域の特性を踏まえた事項を農業振興地域整備計画よりも即地的に定めるものと考えています。具体的には、
農業生産基盤の整備・開発（農振法第8条第2項第2号）
・ 棚田の形状を維持しつつ行う石垣積みの修繕
・ 地域住民が安全に棚田保全活動に参加できるようにする農道の整備
・ 地域住民の参加による景観に配慮した小ビオトープの造成 等
農用地等の保全（農振法第8条第2項第2号の2）
・ 棚田の崩壊を防ぐ法面の保護・補修
・ 地域住民による棚田保全活動への支援 等
農業近代化施設の整備（農振法第8条第2項第4号）
・ 棚田保全活動に要する農業機械の整備
・ 景観作物を利用した地域特産品の共同処理加工施設の整備 等
の整備・保全の方向や事業・活動内容について、地域の特性を踏まえた景観に配慮すべき事項や具体的な施設の配置・位置を明らかにしつつ定めることが考えられます。

Q9

景観農業振興地域整備計画区域内に含まれる美しい石垣水路、水車等の施設を保全したい時、どのような保全方法があるのでしょうか。また、この場合どのような、メリットがあるのでしょうか。



美しい石垣水路、水車等のような施設は農村地域における良好な景観の形成に資するものとなっているところであり、景観農業振興地域整備計画の計画事項に盛り込むことにより、その保全を推進することが望ましいものと考えています。
また、これらの施設の保全に関する事項を計画に位置付けることにより、これに反するような行為に対しては、市町村長が勧告できるようになります。

Q10

既に田園環境整備マスタープランが作成されている市町村において、新たに景観農業振興地域整備計画を策定することとした場合には、どのような整合を図ることが必要でしょうか。



平成14年度から国の直轄又は補助による農業農村整備事業等は、田園環境整備マスタープランが定められている地域において、田園環境整備マスタープランの内容を踏まえて実施するとしていることから、景観農業振興地域整備計画と田園環境整備マスタープランに定めた整備内容については整合を図る必要があります。

なお、既に田園環境整備マスタープランが作成されている市町村において、新たに景観農業振興地域整備計画が策定される場合には、必要に応じて田園環境整備マスタープランの改定を行い、景観農業振興地域整備計画との整合を図りつつ、景観に関する事項を具体的に定めていただくことが適当と考えられます。

Q111

景観整備機構にはどのような法人が指定されるのでしょうか。景観整備機構として土地改良区を指定することはできるのでしょうか。



法第92条の景観整備機構は、民法に基づく公益法人又はNPO法に基づくNPO法人の中から、景観形成に資する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、景観行政団体（都道府県又は市町村）の長が指定することができるものとなっています。

そのため、景観整備機構には、地方公共団体のまちづくり公社や、まちづくりの推進活動を行うNPO法人等が指定されることが考えられますが、このうち、当省に係る法人としては、都道府県、市町村が設立する農業公社や、棚田保全活動を積極的に行っているNPO法人等があげられます。

なお、土地改良区は公益法人、NPO法人ではないので、景観整備機構として土地改良区を指定することはできません。

問い合わせ先

省・局・課・名	電話（代表）
農林水産省 農村振興局 農村政策課	03 - 3502 - 8111
東北農政局 農村振興課	022 - 263 - 1111
関東農政局 農村振興課	048 - 600 - 0600
北陸農政局 農村振興課	076 - 263 - 2161
東海農政局 農村振興課	052 - 201 - 7271
近畿農政局 農村振興課	075 - 451 - 9161
中国四国農政局 農村振興課	086 - 224 - 4511
九州農政局 農村振興課	096 353 - 3561
内閣府 沖縄総合事務局 土地改良課	098 - 866 - 0031



愛媛県内子町



北海道美瑛町